

平成 29 年 7 月 26 日

◎梶原委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。（9 時 59 分開会）

本日の委員会は、「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」と、農業振興部から報告事項が 1 件となっております。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なし）

◎梶原委員長 御異議ないものと認めます。

なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で、課題と思われる項目を選定させていただきました。

まず、取りまとめ項目につきまして、執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、出先機関調査の際、市町村から受けた陳情については、執行部からの措置状況等の説明と質疑をしたことを受けて、商工農林水産委員会から各市町村へ通知することといたします。

《林業振興・環境部》

◎梶原委員長 まず、林業振興・環境部について行います。

〈森づくり推進課〉

◎梶原委員長 まず、「自伐林家への支援について」、森づくり推進課の説明を求めます。

◎塚本森づくり推進課長 自伐林家の支援について御説明させていただきます。資料の赤いインデックスの森づくり推進課をお開きいただきたいと思います。自伐林家の方々に対する支援につきましては、これまで県単独予算の緊急間伐総合支援事業により、比較的小規模の森林において行う搬出間伐や作業道の開設に係る経費への支援を行ってきました。さらに、平成 27 年 1 月に小規模林業推進協議会を設立し、自伐林家など小規模な林業に取り組む方々の相互の情報共有やスキルアップの促進を図りますとともに、会員の方々を対象とした政策パッケージによる幅広い支援を平成 27 年度から開始しました。具体的には、従来の緊急間伐総合支援事業に加えて、林業機械のレンタルに係る経費や安全防具の導入への助成事業をスタートさせました。あわせて、林業学校短期課程において、小規模林業向けの研修コースを新設しますとともに、会員の希望に応じたアドバイザーの現地派遣など、林業技術の習得支援も行っています。さらに、平成 28 年度からは市町村との連携を強化し、事業地確保のための集約化や新規参入者のスキルアップのための O J T 研修への支援も行っています。今後は、現場に即したよりきめ細かな支援を行うために、協議会での意見交換の場やアンケート調査などを通じて会員のニーズを把握し、政策パッケージによる支援策の充実を図ってまいります。

次のページをお開きください。平成 29 年度の政策パッケージによる支援制度の一覧表でございます。なお、先ほどの説明と重複いたしますので、詳しい説明は割愛させていただきます。

森づくり推進課は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎土森委員 これは私が提案したものですから教えてください。小規模林業推進協議会をつくっていただいてメンバーがふえていると思いますが、現在、会員は何名ぐらいですか。

◎塚本森づくり推進課長 現在 403 名の会員となっております。

◎土森委員 地域的にはどこになりますか。

◎塚本森づくり推進課長 県下全域に会員の方がいらっしゃいますけれど、特に幡多地域、仁淀川流域のいの地域に会員の方が非常に多い状況です。

◎土森委員 いろんな支援策をつくっていただいて感謝していますが、非常に有効な推進協議会になってくるとお思いますので、どうか今後も支援体制を強化していくようによろしくをお願いします。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈木材産業振興課〉

◎梶原委員長 次に、「シキミ・サカキ等栽培の収益性と普及の見通しについて」、木材産業振興課の説明を求めます。

◎小原木材産業振興課長 シキミ・サカキ等栽培の収益性と普及の見通しについて説明いたします。平成 27 年次のシキミ・サカキの全国の生産量はシキミ約 1,892 トン、サカキ約 1,016 トンであり、そのうち高知県の生産量は、それぞれ 194 トン、77 トンとなっており、1 割程度のシェアを占めています。

本県のシキミ生産量は、生産者の減少や高齢化に伴い、年々減少するとともに、手入れ不足や病害虫の発生によって、良品率の低下が生じています。また、サカキについても、シキミと同様の課題がありますが、大規模生産者の出荷量増加によって、生産量を維持している状況です。

次に、シキミ・サカキの販売単価について、良品を扱う県内花卉市場では、需要が高く、販売単価はここ数年、安定しています。このような状況の中、市場関係者などから、シキミ・サカキは高い収益性と安定した需要が見込まれていると聞いており、また、他県でも 10 アール当たりのシキミ農業所得は年間 40 万円を超えると試算されています。こうしたことから、県では、シキミ・サカキに着目し、昨年度より林業事務所や農業振興センターなど関係機関が連携して、シキミ・サカキに対する取り組みを進めています。具体的には、生産拡大に向けた植栽への支援、栽培技術の向上を図るための技術研修や、市場関係者を招聘し、出荷・販売方法に関する勉強会を開催してまいりました。今後は、シキミに加え

て、サカキ栽培マニュアルを作成し、生産者などに広く周知することにより、品質の向上や有利販売につなげたいと考えています。これらの取り組みを通じまして、所得の向上を図ることにより、中山間地域の振興に寄与してまいります。

次のページに資料をつけておりますが、説明が重なりますので省略いたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎中内委員 このシキミとサカキをたくさん使う地域は大体わかるでしょうか。

◎小原木材産業振興課長 生産量ですと、多いのはシキミについては室戸市、高知市、津野町、仁淀川町、宿毛市です。サカキについては、宿毛市、高知市、仁淀川町が、県内で生産されているところです。

◎中内委員 余り詳しいことはわからないけど、土佐市宇佐地区など漁業をやっているところでは毎日のようにお参りに行くわけです。そこら辺は調査をしたほうがいいと思いますので検討してみてください。

◎小原木材産業振興課長 現在、林業事務所単位で生産しているところについて状況調査等をしていまして、利用するところにつきましてもあわせて調査を進めていきたいと考えます。

◎梶原委員長 先ほど御説明いただいた取り組みをぜひ今後も進めていただきたいと思います。1点気になったのは、委員会として出先調査を行った林業事務所、農業振興センターなどで、各委員からシキミ・サカキの質問が出たときに、シキミ・サカキの生産によって各栽培者がどれだけの収益を上げているのか、数値での回答がなかった点です。皆さんが言った中山間で二次的な収入を得ることが中山間地域の定住につながるという観点。近年の状況で、それだけの需要があるわけですから、第一義で収益を上げることが栽培者の増加にもつながるといって、数字をしっかりと押さえた上での先ほど御説明いただいた取り組みを、進めていただきますようにぜひよろしくお願いいたします。

質疑を終わります。

《商工労働部》

◎梶原委員長 次に、商工労働部について行います。

〈雇用労働政策課〉

◎梶原委員長 まず、「高等技術学校の入校生確保と就職支援の取り組みについて」、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎山本雇用労働政策課長 商工農林水産委員会資料として、下に出先機関等調査事項という商工労働部の資料がございます。雇用労働政策課の赤いインデックスのついたページをごらんください。

高等技術学校の入校生確保と就職支援の取り組みについて御説明を申し上げます。出先機関調査の際に、それぞれの校長からの説明もありましたように、高知高等技術学校、中

村高等技術学校ともに定員が充足しない状況が続いていますことから、現在、入校生の確保対策を進めているところでございます。主な取り組みとして、このペーパーにまとめておりますので御説明させていただきます。

まず、一番上の入校生確保につきまして、両校共通でやっておりますのが、平成 28 年度入校生の募集の分から入校年齢の制限緩和をいたしました。それまで 29 歳以下であったものを 39 歳以下まで広げております。あわせて広報活動といたしまして卒業生の声を入れましたパンフレット「プロを極める」という冊子を高等学校等へ 5,000 部配布いたしました。学校の紹介をしているところでございます。そのほかオープンキャンパスの実施。高知高等技術学校につきましては、昨年までの 1 回から今年度からは 2 回にふやして、より学校を知ってもらう機会をふやす取り組みを進めているところでございます。

次に、学校別の状況を御説明いたします。高知高等技術学校では、広報活動として、平成 28 年度から専門員を配置しまして、高等学校、専門学校等への訪問活動を強化しております。括弧書きで書いておりますが、平成 27 年度まで 1 つの学校に年間、2、3 巡で回っておりましたが、専門員を置いたことによりまして、平成 28 年から 6 巡から 8 巡という回数で回らせていただいております。その下には「高知高等技術学校キャンパスライフ」という DVD を作成いたしました。学校の訪問時に配布したり、学校へ出向いての出前講座であったり、学校見学会の開催をしております。また、小学生を対象としました「ものづくり教室」の開催。これはものづくりのおもしろさを知ってもらうための取り組みでございしますが、こうしたことも開催をしております。これらの取り組みによりまして、少しずつではありますが、入校者は増加してきております。

一方で指摘にありました中村高等技術学校でございますが、平成 28 年、29 年と 2 年間、定員の半数を割っておりますことから、先日の出先機関調査の際に校長からも話がありました関係機関を交えた協議の場づくりを今月の 12 日に初めて開催いたしました。会の目的は、中村高等技術学校を活用した産業人材の掘り起こしから育成、就職まで一体的に取り組む仕組みづくりを進めていくことです。(2)のところに参加者と書いてありますけれども、幡多エリアの 6 市町村、商工会・商工会議所、幡多建築業協同組合、四万十市建築協会、宿毛地区建築協会、アドバイザーとして、ハローワーク四万十、私ども雇用労働政策課と幡多地域産業振興監駐在所から総括 1 名が出席をさせていただいております。(3)には主な協議内容を記載してございますが、1 点目が、関係機関が連携しました訓練生の掘り起こしの仕組みづくり。2 点目が、幡多地域内の建築関係の求人情報を一元化して、地域内就職につなげる仕組みづくり。3 点目が、事業者が求める新たな在職者訓練等の洗い出しと事業化の検討という項目について協議いたしました。この会の際には、建築業界から事業者が新人を雇用して基礎から教えることは費用的になかなか難しいので、中村高等技術学校でやってもらったら助かるといった意見や、大工を目指したい人がいたら中村高等技

術学校へ紹介するなどの意見もいただきました。また、業界とこうやってつながっていくことで訓練生には就職できる安心感も与えることができるんじゃないかという意見もいただきました。

そのほか人の掘り起こしということで、その下の丸で連携強化によりまして、ジョブカフェこちらの幡多サテライトや、はた若者サポートステーションからの訓練生の掘り起こしにも取り組んでいきたいと考えております。

その下にあります広報活動でございますが、7月下旬から8月中旬にかけて、中村高等技術学校の夏休み期間中に県内の中学校を103校、高等学校を57校、個別訪問をして学校の紹介等々を行っていくことにしております。あとは市町村の広報誌を活用したり、さんSUN高知、幡多地域の情報発信誌「はたも〜ら」などで学校の案内記事を掲載していくことにしております。

一番下でございます就職支援でございますが、高知高等技術学校につきましては、平成21年から就職コーディネーターを配置しておりましたが、年間6カ月だけ配置しておりましたので、平成28年度から通年配置に変更いたしました。そうしたことで、それまで年間で延べ200社から300社ぐらいしか回れなかったところが600社回れるようになったことで、新たな企業の開拓もできましたし、企業のニーズをタイムリーにつかめるようになったというメリットがございました。

一番下の中村高等技術学校の就職支援でございますが、ここは人的つながりのある企業への企業訪問を引き続き実施していくことと、先ほど申しました意見交換会メンバーを通じて新たな就職先を開拓していこうと取り組んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 中村高等技術学校は本当にいい学校で、地元に残っていただける手に職をつけた人材を育成するためには、定数を上げていくことが大事だと思うので、この地域協議会にすごく注目したいと思っています。地域協議会を通じて入校してきたり、就職先が見つかったりする期待値は高まっているんでしょうか。

◎山本雇用労働政策課長 それぞれの協会とか、業界側からの意見の中で大工は人を求めているけど、ハローワークを通じた募集は余りやっていないということなんです。長期間にわたって人が欲しいときには、長期間置いてあることはありますけど、ダイレクトに人がすぐに欲しいときはそういうところは使っていないということで、こういった協議会の場を通じて情報を集約していけば、訓練生を就職口につないでいくことができるようになるんじゃないかという業界側からの期待も、そこでは感じることができました。

◎横山委員 手にしっかり職をつけた方々が輩出されると思うし、会社に就職できることは、一番いいのかもしれないけど、手に職があったら一人親方みたいな形で、ここにいろ

んな仕事があるという形で回っていくようなことも、また期待できると思うので、いろんな取り組みを広げていただきますように、お願いいたします。

◎中内委員 高等学校へのパンフレット5,000部の配布は、効果がありますか。

◎山本雇用労働政策課長 配り出してから入校生が少しはふえたことが一つ成果につながっているのではないかと思いますけど、それだけで成果につながったかは、分析として難しいものがございます。

◎中内委員 難しいかもわからないけど、5,000部配布の成果も見てみないといけないと思いますね。

また、入校年齢制限を29歳から39歳に緩和して、入校者の平均年齢は何歳になるんですか。

◎山本雇用労働政策課長 昨年度の試験の中では受験された方の最高年齢は38歳でしたが、入校された方では28歳ぐらいでした。ただ募集の中身からいいますと、29歳以下の方との割合が少し変わってきたかなと。それより年上の方が受験される割合がふえてきたことはございます。

◎中内委員 就職コーディネーターの配置は、最初は6カ月間だったものから1年を通じて配置しているけど、効果はどうか。

◎山本雇用労働政策課長 最初は就職の期間にかかります半年、8月から翌年の1月まで配置し、その間就職に関しての情報を企業を回って収集しておりました。ただ、それ以外の期間でどうしても人が欲しいことも企業はございます。今まであいていた期間、4月から7月、2月から3月のニーズが聞けるようになったことで、場合によっては既に資格を持っている在校生で中途退校して就職される方もいるんですけど、そうした方を就職先へつないでいくことができるようになったこともございます。

◎中内委員 入校生が集まらないのは、人口減少の問題もありましょうし、家屋があるなど家庭が豊かな傾向にあることも踏まえた理由等もあるんです。そこの辺の分析とかみ合わせて対応をどうするかも、考慮して頑張ってください。

◎大野委員 地域に、大工、左官、電気工事などの一人親方の建設労働組合があるんです。大工など担い手がおりませんので、地域で担い手がいなくて、募集しているところがあると思うんです。そういうところと、話をしていただければと思います。ぜひそういう機関も利用して宣伝していただいたらありがたいです。

◎山本雇用労働政策課長 協議の場をつくったのが今回初めてでございまして、建築関係にかかわる協会、協同組合などに、まず声をかけて意見を聞いたこともございます。今、大野委員から言われましたようなあらゆる機関にも意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

◎大野委員 建設労働組合に問い合わせさせていただいたらありがたいと思います。

◎土森委員 高知高等技術学校と中村高等技術学校を統合するかという話があって、幡多地域の皆さんが何とか残してくれと、そういう思いがあって、この学校は残していただいている。とにかく学生の募集なんです。当時も学生が本当にいなくて我々もいろんなところに声をかけてやってきた経過があります。募集に対する取り組みを新たにしてくれることで非常にいいことだと思いますし、こういう学校とか、あらゆる団体が協力して協議会に入ってやってくれていますし、就職コーディネーターは非常に大きい存在だと思います。それを十二分に活用していただいて、特に中学校 103 校に訪問していますが、ここに一定お願いして、あと検証していくことも大事じゃないかと思います。そうすることによって、どういうところが足りないのかも見えてくると思うので、ぜひそういう面でも頑張っていたいただければと思います。

◎山本雇用労働政策課長 今、土森委員からも話がございましたように、中村高等技術学校の橋本校長とも話をしながら進めておるところでございます。とにかく動かないと始まらないということで、いろいろと回らせていただく中でいろんな意見も出てくると思いますので、そうしたことも含めて検証もしながら進めてまいりたいと考えております。

◎梶原委員長 各委員からの質疑、また、課長の説明にもありましたけど、高知にしる幡多にしる、それぞれの技術の要る、産業分野の需要のある人材は、全く今からスタートする人材ではなく、ある程度即戦力の人材の需要はあるけれども、それぞれの企業であるとか、現場を通して育成する大変さがある中で、当技術学校の果たす役割は、県内の産業振興の意味でも、若い世代の高知県内への定着の意味でも、大変大きいものがあると思います。御説明の中にあつた産業界、例えば大工から中村高等技術学校を紹介するとか、うちで働くんだったらそこでしっかり身につけてこいよと言って、お互いが紹介し合うことが協議会を通して今後とも発展していただければいいと感じます。さらに強いて言えば高知高等技術学校を視察したときも入寮割合がすごく少なかったもので、例えば幡多地域の設備とか電気の需要がある中で、そういうことは高知へ来て寮にも入ってしっかり勉強して、また幡多地域でそういう仕事をしっかりしてもらおう。逆に大工になりたかったら何とか中村高等技術学校へ行って学んで高知県内の在来工法をしっかり受け継いでいただく。お互いがそれぞれの分野で行きたい人は中村に行く、また、幡多からも高知へ来る。そういう高知県内で、もう少し面的に画期的な取り組みを、ぜひまた今後とも進めていただきながら、この協議会のような活動を大もとの産業界と意思疎通を図りながら、ぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、質疑を終わります。

以上で、商工労働部を終わります。

《農業振興部》

◎梶原委員長 次に、農業振興部について行います。

〈農地・担い手対策課〉

◎梶原委員長 まず、「U・Iターン就農希望者への支援について」、農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎元木農地・担い手対策課長 1つ目の項目でございますU・Iターン就農希望者への支援につきまして御説明をさせていただきます。農地・担い手対策課のインデックスのついております資料の1ページ目をごらんください。まず、右側の課題の部分でございます。こちらに記載しておりますように、平成28年の調査でございますが、過去最高の270名の方々が県内で就農しております。しかし、産業振興計画では毎年320名の確保を戦略目標としておりますことから、いまだ不足している状況でございます。また、U・Iターンの就農者の方々が、各産地で就農して営農定着していくためには、就農希望者の技術習得への支援やサポートする側の産地の受入体制の整備が必要であると考えているところでございます。

次に、取り組み状況について御説明をいたします。1のU・Iターン就農希望者の技術習得支援につきましては、まず、農業担い手育成センターが行う長期研修などによりまして、就農希望者が必要な技術を習得できるよう支援をしているところでございます。また、Iターン就農希望者に対しましては、専業農家を目指して受入研修などで研修を受ける場合に、年間180万円以内の研修手当を最長2年間支給するとともに、Uターン就農希望者に対しましては、平成28年度より親元で働きながら技術習得のための研修を行う場合に、年間120万円を支給することとしております。

2の産地の受入体制の整備につきましては、産地が研修を担う受入農家を確保するなど、受入体制を整備した上で、必要とする人材などを明確にした提案を行いながら、県の内外で積極的に人材を確保する「産地提案型の担い手確保対策」を実施しているところでございます。

次の2ページの参考資料をごらんください。左上にございます地図と下の表に整理したものが、平成29年の6月時点での産地提案書の策定状況でございます。昨年度末では、29市町村、42提案でございましたが、直近では、ここにございますように31市町村、50提案まで拡大しているところでございます。この取り組みによりまして、就農希望者が安心して就農できる体制の整備に努めているところでございます。

なお、資料の3ページ目と4ページ目でございますけれども、こちらには具体的な産地提案書の例としまして、高知市春野町の例を添付しているところでございます。産地提案書では、このように就農までの流れでございますとか、また4ページにございますような求める人材、また経営のモデルなど、こうしたことにつきまして新規就農を希望する方々にとってわかりやすいように明示しているところでございます。

資料の1ページの下でございます。今後の対応につきまして御説明をいたします。1の

U・Iターン就農希望者の技術習得への支援としましては、指導農業士など研修を受け入れてくださる農家の方々に対する指導能力を向上するための研修を実施することによりまして、就農希望者が着実に技術習得をできますよう支援を行うとともに、就農希望者が技術習得に専念できるよう、国の農業次世代人材投資事業による資金や、先ほど申し上げたような県の研修事業による手当を支給してまいります。

また、2の産地の受入体制の整備につきましては、産地で指導に当たります指導農業士を確保するとともに、新規就農者受入の優良事例を共有しながらレベルアップを目指す検討会の開催により、受入体制の強化を図ってまいります。また、産地提案書の受入組織を支援する産地受入体制整備支援事業によりまして、受入体制のさらなる整備とその活動を支援してまいります。

このように就農希望者の技術習得への支援とサポートする側の産地の受入体制の整備を強化し、一体的に取り組むことにより、より多くの就農希望者が高知県内で就農し、営農定着できるよう取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎中内委員 U・Iターンの年間180万円と、下のUターンの120万円の格差は何かありますか。

◎元木農地・担い手対策課長 まず、Iターンをしていただく方々に年間180万円以内ということでございます。こちらは、国におきます昔でいう青年就農給付金、今で申し上げます次世代支援事業で、年間150万円の支給をしていただいておりますが、国の事業では、45歳以下の年齢制限がございます。それに対して、県では45歳の年齢からさらに引き上げ、金額も上積みをする形で180万円を支援しているところでございます。これをIターンの方々に最長2年間支援するところでございます。

一方で、Uターンの方々は親元で働きながらですので、親御様の技術を習得するというところで、1年間1作、確実に勉強していただくために、1年間に限って120万円を定額で支給しようとしているところでございます。先ほど申し上げましたIターンの方への支援につきましては、1作の研修が終わった上で技術の習得が早ければ2年間を待たずに卒業して、現場に就農することもございますので、こちらは180万円以内という表現になっております。丸々2年間みっちり研修を受けなくても卒業することも、場合によってはある状況でございます。

◎中内委員 確かにそれは理由としてあると思うけれども、120万円と言うと月10万円ですね。親元においても、これでは生活ができません。県として、優遇措置がもっと何かできませんか。

◎元木農地・担い手対策課長 県単独事業で、平成28年度から新設したものでございませ

て、昨年度4名の方にこの事業を使っていただきました。そうした方々のおっしゃっていた声聞きながら、実際の就農の状況につきまして、より分析をさせていただきまして、検討してまいりたいと思います。

◎中内委員 僕は、10万円ぐらいでは安いと思うんですが、部長はどう思いますか。

◎笹岡農業振興部長 この120万円の制度につきましては、平成28年度できたばかりでございます。そういったことで、高いか安いかは私が感じるところではわからないんですけど、あくまでも親元で農業を学んでいただくということで、根がかりがないIターンの方などが高知へ来て就農する場合とは差をつけていると思っています。中内委員が言われるように、月10万円が多いか少ないかにつきましては、実際にこの制度を使って親元で就農、研修されている方々の実態も見ながら、今後、本当にその金額でいいのかどうかを検証させていただきたいと感じております。

◎中内委員 いろいろあると思いますけど、これもう少しプラスしてやってください。お願いします。

◎梶原委員長 平成28年度新設ということで、ぜひ検討していただきたいと思いますが、本来の目的は農業者として自立していただくことです。農業者として自分の収入で自立していくために、最初の部分でただ金額を上げればいいのかどうかも、ぜひ検討していただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

◎大野委員 産地提案型の担い手確保対策の中で提案書が出てきていない町村が3町村あるんですが、理由をお願いします。

◎元木農地・担い手対策課長 今、地図で白くなっている3つの市町村がございますけれども、梶原町と越知町は検討していただいている状況で、そう時間もかからない中で御提案をいただけたと考えています。ただ一方で、馬路村は、Iターンの方々に来ていただいても、土地の問題などもございまして、新規就農者の確保が非常に難しいことから、この検討を進めていく上では時間がかかるのではないかと、提案を出すのは少し厳しい部分があるとはお伺いしている状況でございます。

◎大野委員 役場からそういう回答があったということでもよろしいですか。

◎元木農地・担い手対策課長 新しく来ていただいた方が、例えば、ユズの園地を確保して新規にユズだけで農家として一本立ちをしていくのはかなり厳しいだろうと思います。現場で実際にユズなどをやっている方もほかの業務と兼業しながらやっている方が非常に多い中で、新しくIターンを求めることは非常にハードルが高いというお話はいただいておりますので、そこは引き続きいろいろと相談をしていきたいと考えております。

◎横山委員 資料の高知市春野町のキュウリ部会の産地提案書例を見させてもらおうと、Iターンの人は、周りの環境などが、どんなところなのかすごく興味があると思うんです。31市町村、いろんなところで受け入れに一生懸命頑張っているんだろうと思うんですけど、

いろんなメニューがある中で、例えば、ほとんどが農業に余り従事してなかったような方々が来られるんですよ。どういう動機でこの産地に入りたいとか、その辺の調査はありますか。

◎元木農地・担い手対策課長 まずは、いらっしゃる方が大きく分けまして、どういった品目をやるか。例えば施設なり露地なりあるかと思うんですけども、東京や大阪でやっております新規就農者の方々に対するフェアなどにおきまして、こうした産地提案書を使いながらお見せするとき、例えば高知県では施設ものの野菜などで、こういった品目で1位になっておりますとアピールしながら、興味を持っていただける方にいろいろなお話をさせていただいているんです。中には漠然と農業を非常にやりたいという方が圧倒的に多いような状況がございますので、そういった方々には、例えば、窪川の農業担い手育成センターなどにまずは入っていただいて、その中でいろんな品目に触れて、御自分に合う品目を見つけ出していただくことを積極的に御提案させていただいています。Iターンの方々は、キュウリがいいなどとはっきり言う方々は比較的少ない状況がございますので、そうした中で御自分に合うものを見つけていただいて、また研修中に窪川にお邪魔をして、我が産地ではこういったように取り組んでおりますと改めて説明する中で、自分に合ったもので再度マッチングを強めていただく取り組みをしている状況です。

◎横山委員 資料にある産地提案書の策定状況で、中山間の中で仁淀川町は、お茶、シキミ、サカキとかあるんですけど、ハウスや園芸、しかも春野町という高知市であり、いろいろ利便性もある。こうした中で、中山間の受け入れを上げていくためには、全然知らないところで、いきなり山でお茶、シキミ、サカキをつくるのは、ハードルが結構高いのかとか、仁淀川町だけを見たら思ったので、中山間に来てやってみたいという魅力の向上についても県がいろいろとアドバイスして補完していただくように、よろしく願いいたします。

◎笹岡農業振興部長 田舎で農業をやりたい方は、お子さん連れだと教育の問題、病院の問題とか、さまざまなクリアしなくてはいけない問題を抱えながら高知に来られると思います。そういったことで、都市部近郊が皆さんにとっては魅力があるのかなということはあります。ただし、中山間も確かに、IターンやUターンで入る農業者は、若い農業者が入らなくてはいけないことは我々も十分認識しております。例えば、中山間では農業だけで収入を確保するのはなかなか難しいので、兼業でも農業をやりながらできるように150万円をアップパーとして、支援制度もつくっておりますし、農業担い手育成センターでも、お茶など中山間特有の品目もありますと紹介していますし、支援制度もございます。そういうことを合わせてPRしながら、Iターン、Uターンの方が中山間にも入っていただけるような努力をしていきたいと考えております。

◎今城委員 親子で三原村に移住された方がいて、若い息子にはいろんな手厚い制度があ

るんですけど、お父さんにはほとんどないんです。その辺どんなものですか。

◎元木農地・担い手対策課長 例えば、国はどうしても45歳の年齢を一つの支援対象で線を引いている状況でございます。そうした中で、45歳未満でないと国からの支援をなかなか受けられないのが正直な状況でございます。一方で、県では、先ほど申し上げたように新規就農者の方々に例えば国の支援が受けられないような方でも、65歳未満を一つの県としての支援の線として支援させていただいておりますので、年齢によらず、新規就農には支援を向けていきたいと思っております。

◎梶原委員長 その辺は農業振興部として考えるべきところと、また6月定例会でもありました市町村も含んだ移住全体を一元化する中で、そういう事例も国全体で45歳まではできるけども、それ以上の年齢に対しては、県全体の移住政策としてどうするんだということ、農業振興部からも、協議の場でぜひ提案もしていただきたいと思っております。

先ほど、横山委員の質問にもありましたけど、元木課長がお答えになられた東京、大阪での新規就農者、Iターンのフェアです。窪川の農業担い手育成センターへ行ったときに、来ていただいた方に受講料1,000円をいただくのがいいのかどうかという議論になったんです。実際1,000円をいただくことによって公金の取り扱いということで、高知から行く職員も1名が2名にふえる、いただく分の経費がかかる現実もあったり、また逆に来られる方は30代とかで1,000円というと微々たるものかもわかりませんが、日々仕事をしている、公共交通にしても、その方がふだん使っている定期とは、また違うところなので、往復交通費、プラス1,000円、プラス時間が半日、移動も含めたら1日潰れるところで二の足を踏むんじゃないかということもあったんです。今の移住の取り組み、新規就農Iターンの取り組みも日本全国、各都道府県が門戸を広げて来てくれとやってやっっている中で1,000円という、小さいようで結構大きな金額を払ってまでの意識のある人に来てもらいたい、ある種の選別の意味でいただいているのか、さらには1,000円をいただかないことによって、とにかく来てくれる方をふやすというのか、その辺の意義は農業振興部としてはっきりと方向性を、ぜひ考えてくださいと現地で話したんです。その点について、どういう御見解を持たれているのか、先ほどの移住全体の取り組みにもかかわってくる話にはなってきますけど。部長、どうでしょうか。

◎笹岡農業振興部長 確かに受講料1,000円に対して、それを徴収する用務もできてきますし、そのあたりどうなのかは、おっしゃるとおりだと思います。受講料1,000円について、財政などの研修をする、受講料をもらう、ほかのいろんな取り組みがあると思いますので、一概に取らないこともできないと思います。そこは県全体の仕組みを考えて、これが本当に必要なかどうかなのか、それによって弊害が起こり得ることであれば、それをなくすことも方策の一つかと思っておりますので、そのあたりは関係機関と相談しながら検討していきたいと考えております。

◎梶原委員長 言われるように農業担い手センターでも出たんですけど、例えば教育委員会など、いろんな施設の利用料は使用者負担というか、公平性の観点ももちろんありますが、セミナー、受講という観点で捉えるのか、少しでも移住を進めるための県の事業として捉えるのか、その辺を多角的に検討していただいて、部としてはこういう方向だから徴収するとか、来てもらうために徴収はしないとか、今後のそういう方向性をぜひしっかり検討していただきたいと思います。

◎笹岡農業振興部長 方向性としては、高知に来て農業をしていただきたいことは、我々としてはもうウエルカムの姿勢でございますので、本当にもうどんどん来ていただきたい。そこで、受講料の考え方が足かせになっているのであれば、そこはまたそういう課題意識でもって対応していきたいと考えております。

◎梶原委員長 わかりました。とにかく来ていただいたときは、もう前提でやっているわけですから、前提でやっているのにまずは農業をしっかりしてもらうためには負担をしても来る人を選定するのか、そうじゃなくてとにかく1回は聞きに来てくれというのか、そこをどうするのか、またぜひ考えていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上で、質疑を終わります。

〈環境農業推進課〉

◎梶原委員長 次に、「試験研究機関の非常勤職員の退職に伴う技能伝承について」、環境農業推進課の説明を求めます。

◎松村環境農業推進課長 当課が所管をいたします農業技術センター、果樹試験場、茶業試験場の非常勤職員の退職に伴う技能伝承について説明をさせていただきます。環境農業推進課のインデックスのついております資料の1ページをお願いいたします。まず、右側の欄の課題に記載しておりますように、平成22年に策定をいたしました新・行政改革プランに基づきまして、技能職の退職不補充の方針により、技能職が担っている技能を研究職と非常勤職員に円滑に伝承することが重要となっております。技能職の持つ習熟した技能を研究職と非常勤職員に伝承するためには、技術のマニュアル化や平準化によりまして組織として共有し、学び教え合う体制づくりが重要であると認識をしております。

取り組み状況について説明をさせていただきますが、これまで平成22年度からの5カ年と平成27年度から本年度までの3カ年の引き継ぎ計画を作成いたしまして、現在、技能伝承が円滑に進むよう努めているところでございます。具体的な進め方としましては、試験場ごとに伝承が必要な技術を洗い出し、作業内容ごとに文書化や映像化によるマニュアルの作成とバージョンアップを行っております。同時に、それらを伝承するためのOJTや講習会を計画的かつ継続的に実施することで、習熟度を上げ、技能職にかわる人材として育成しているところでございます。今回、農業技術センターでお話がありましたように、

非常勤職員の退職によりまして、属人的に習熟度が後退する場合もございますが、そのような場合におきましても、人事異動や組織の新陳代謝と同様、他の非常勤職員や研究職が指導やアドバイスをを行うとともに、マニュアルに基づいたOJTを着実に実行することでカバーをすることとしております。

さらに、技能伝承を加速化するため、その表にございますように技能伝承に関する計画や進捗管理を行うポスト職として、研究職では、技能伝承を担当する技術次長、専門企画員や企画監を、技能職におきましては、農業技術センターと茶業試験場に技能伝承担当チーフを新たに設置したところでございます。

ページをめくって2ページ目をお願いいたします。非常勤職員の方につきましては、技能伝承による業務内容の変化に対応し、将来的に安定して現業業務を引き継ぐために、今年度から報酬額を表にありますように改定、増額をしております。なお、その下の表にお示しをしておりますように、平成28年度の農業技術センターの非常勤職員の退職者でございますが、B非常勤が4名となっております。退職理由をお聞きいたしますと、民間企業への採用が1名、農業に従事する方が2名、臨時教員に採用された方が1名となっております。現在は、かわりの方を新たに採用することで定員を満たしております。

その下の今後の方向について説明をさせていただきます。本年度が3カ年の引き継ぎ計画の最終年度でございますので、改めて技能ごとの伝承状況を把握いたしまして、新たな課題に対応した来年度以降の引き継ぎ計画を作成することで、引き続き効率的で効果的な技能伝承を推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 農業技術センターの非常勤職員のCの部分が0人というのは、これから退職された方をふやしていくというか、その後の人にかえていくために、ここのランクがあるということですか。

◎松村環境農業推進課長 このCランクの方は、例えば、現在、技能職員の方が現職でいらっしゃると思いますので、栽培管理、機械の操作全般、またB非常勤、A非常勤の方を指導する立場として将来的にはC非常勤の方が担っていただくことにしております。現在のところ農業技術センターには、このCの方、例えば非常勤職員の方が現職でいらっしゃいますので、今のところ配置していない状況でございます。

◎塚地委員 今の話を聞くと、人の管理や人を育てるという管理的な仕事を一定担っていただくことになると思うんですけど、この非常勤の報酬は、これ以上は上がらないわけですか。この金額のまま毎年契約されるということですか。

◎松村環境農業推進課長 非常勤職員につきましては、県全体がそうですが、年間契約で本人の意思に基づいて継続的にきていただく体制になっております。そこで採用時、年間

契約するときに、この金額で契約をいたしますので、基本的には現在のところはこの金額で毎月報酬が決まっています。ただ、今回、技能伝承によりまして、A非常勤の方に、例えば技能伝承する中で、B非常勤の機械操作、圃場管理を研修していただきまして、AからBへ、将来的にはBからCへということで、段階的により高いレベルの管理ができるような形もとっていきたいということで、AはAのままBはBのままというところから、従来とは違う、AからBへ、BからCへと進めていくことも引き継ぎ計画の中で取り組んでいるところでございます。

◎塚地委員　ここで議論しても多分前には進まない話だと思うんですけど、この作物の管理や機械の操作でAとBの人を指導的にやっていく立場の人は、本来、県の職員として正式に雇うべきで、効率的とか効果的とかおっしゃいますけれども、仕事の中身としては十分1人の正式な雇用としてふさわしい役職じゃないかと私は思っていますので、それはここでやりとりしてもだめだと思うんですけど、そういう貴重なお仕事だという位置づけで、これからも見ていただきたい。それとは別に、農業技術センターに行ったときに、研究費の中にこの非常勤職員の報酬費が含まれていて、研究費を圧迫しているというお話があったと思うんですけど。それはどこかで整理されたんですか。

◎松村環境農業推進課長　予算を立てるときに、経常的経費については5%のシーリング、これはどことも一定の方向を持ってやっております。ただ、その中身で、例えば今回、非常勤職員報酬を増額改定いたしました。その分については、それをオンしておりますし、研究の内容によって、毎年重点的にやらなければならないもの、必要なものについては、一定の方針のもとで他の枠を削ってでも研究費を増額している年もございますので、同じ枠の中でどちらがふえたかという方向はあるんですが、実際はこの課題の中身によって、予算については、めり張りをつけて必要なものを採用するようにしているのが実態でございます。

◎塚地委員　課長が実態と言っても現場はそうは言っていないので、そこは現場の御意見をきちんと予算に反映していただきたい。あれだけ率直に委員会におっしゃっていただくことは珍しいと思うんです。農業技術センターの研究による高知県農業への貢献度は物すごく高いわけなので、現場と丁寧によく議論していただきたいと思います。

◎梶原委員長　質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎梶原委員長　次に、「農産物輸出拡大の取組状況について」、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長　農産物輸出拡大の取組状況について説明をさせていただきます。資料の赤いインデックス、産地流通支援課の資料1ページをお願いいたします。右端の欄に沿って御説明をさせていただきます。農産物の輸出における課題といたしまし

ては、これまでユズにつままして最重要品目として取り組んでまいりましたが、ユズに続く品目の磨き上げと定着を図っていく必要がございます。また、食習慣や商習慣が日本と異なることから、輸出相手国の嗜好や流通ルートなどの情報収集、さらに、輸出相手国ごとに検疫条件が異なることから、検疫条件をクリアするための輸出相手国に対応した生産・出荷体制を図る必要がございます。

取組状況につきましては、まず、ユズの輸出拡大に向けて取り組んでまいりました結果、平成 25 年度の約 1 億 600 万円から平成 27 年度に約 1 億 5,600 万円、1.5 倍に増加するなど拡大しており、認知度も向上してきております。また、高知県農産物輸出促進事業費補助金によりまして、輸出に意欲的な産地の取り組みを支援しており、平成 28 年度には、高知県園芸連が実施した海外での試食宣伝など販売促進活動や、J A 高知市三里園芸部花卉部会によるオランダへの商談会出展などに活用いただきました。これにより海外での消費者評価など、情報収集や新たな発注につながっております。あわせて、一番下の白丸でございますが、昨年度から新たな取り組みといたしまして、海外ニーズを把握し、新たな販路を開拓していくための業務を青果 1 社、花卉 1 社の卸売会社に委託しております。まず、青果では、シンガポールと香港をターゲットに高知フェアの開催等による販路開拓に取り組んだ結果、シンガポールで山北ミカンとミョウガが高評価を受け、今後の拡大が期待できる結果を得ることができました。また、花卉では、オランダで最大級の商談会「フローラホランドトレードフェア」に出展し、欧州を中心に発信したところです。こちらでは、グロリオサが品質で高い評価を受け、継続した発注につながっております。

今後の対応といたしましては、ユズ輸出につきましては、北川村が青果の輸出目標を昨年度実績の 2 倍に当たる 8 トンで計画しており、この実現に向けて引き続き支援をしてまいります。また、補助金につきましても、本年度、強化拡充しております。輸出に対しましては、産地の意欲や目標が重要な鍵となることから、輸出に対する成果目標を挙げて取り組む産地に対しまして補助金の限度額を拡大し、輸出により意欲的に取り組む産地を後押しすることといたしました。昨年度、今後の輸出拡大に期待の持てる情報が得られました卸売会社への委託につきましても、青果、花卉それぞれ引き続き実施しております。青果では、シンガポールで山北ミカンとミョウガが好評であった結果を受けて、今年度は、シンガポールを中心に高知フェアを開催することとしております。また、現地の日本食や在住日本人ではなく、地元シンガポールの人をターゲットとした販売戦略により定番化につなげていきたいと考えております。花卉につきましては、昨年に引き続き展示商談会に出展するとともに、高級ホテルやレストランでの装飾を行い、実需者や消費者情報を収集することとしております。色や品質で高い評価を受けたグロリオサにつきましては、検疫の対応が輸出拡大の課題となっておりますことから、産地において病害虫対策や高温対策への実証試験を実施しまして、輸出時の品質低下の防止など、輸出に適した生産・出荷体

制を構築してまいります。あわせて、こうしたさまざまな取り組みをうまく連携させながら、ユズに続く品目の定着と輸出拡大を図ってまいります。

以上で、説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎中内委員 グロリオサは、今、栽培面積が大きく減っているんです。その対応はどうなんですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 グロリオサの栽培面積も販売額も、一時期からいうと減っている事実がございます。ですから、特に、国内で需要の少ないタイミングのときに輸出することで、国内だけではなくて、国外を含めた需要をふやして行って、年間の栽培をふやしていくことを産地と一緒にやって、落ち込んでいる輸出向けの生産量をぜひ復活させていきたいと考えております。

◎中内委員 栽培面積が減った理由は何ですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 詳細な分析はできていないところもございますが、私たちが聞いている中では、一時から言えば単価の減少があったとお聞きしています。具体の数字は、現在、手元にはございませんが。

◎中内委員 ハウスもなくなって、他業者へ貸しているところもたくさん出てきていると思います。今おっしゃったような事柄も、もっと精密に調査をしてください。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 わかりました。

◎横山委員 輸出ですけど、以前、いの町へショウガの関係団体と産地・流通支援課の五百蔵チーフに来ていただいて、いろいろ御説明を受けました。いろんな話を専門的に聞き、検疫や現地のバイヤーのことなどはすごく勉強になりました。少し声をかけたら、そこに来ていただけて、いろんな事例や今までのストーリーなどを披露していただけて、きっかけとしてはすごくよかった。今はまだこの2団体ですけど、これがどんどん広がっていくためには、背中を押してあげるのはハードルがすごく高いと皆さんが思っているところが多分あると思うので、実際高いんでしょうけど、そこら辺をまたフットワーク軽くやっていたらとありがたいと思います。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 今お話がございました昨年度、県の事業を使っていた団体や輸出に取り組んでいる団体の事例を、1回集めまして、皆さんに紹介する機会をことしの夏から秋にかけて、今、計画をしておるところでございます。そういったことで、事例をしっかり皆さんにお伝えしていきたいと思っております。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

次に、黒潮町から陳情がありました「農業の振興に関する要望について」であります。

〈農地・担い手対策課〉

◎梶原委員長 まず、「新規就農推進事業の研修生の受入人数について」、農地・担い手対

策課の説明を求めます。

◎元木農地・担い手対策課長 4つ目の項目の一つでございます新規就農推進事業の研修生の受入人数につきまして御説明をさせていただきます。農地・担い手対策課のインデックスのついております資料の5ページ目をごらんください。一番上、右欄の要望内容の部分に記載してございますように、新規就農推進事業につきまして、研修生の補助対象となる受け入れの上限を1指導員当たり2名から3名に拡充していただきたいとの御要望がございます。なお、この新規就農推進事業は、先ほどのお話の中にございました新規就農の方に年間180万円以内で支援する事業でございます。

その下の現状に記載しておりますように、研修受入機関などにおけます研修生の受け入れにつきましては、将来、各地域で営農を定着できるための確実な技術習得が必要でありますことから、研修生と指導員が1対1でしっかりと研修を行いますよう、補助金の交付要綱によりまして受け入れの人数を1指導員当たり原則1名ということにしている状況でございます。その一方で、研修指導員をしっかりと有しております市町村の農業公社などの場合は、ほかの受入機関と比べまして研修指導体制が非常に整っている状況でございますので、補助対象となります研修生の受入人数につきましては、1指導員当たり2名を上限としているところでございます。

その下の今後の対応にございますように、御要望のございました黒潮町におきましても取り組んでいただいております産地提案型の担い手確保対策によりまして、市町村の農業公社などの研修受入機関の指導体制は非常に確立されている状況でございます。産地や地域の受入体制が非常に充実しております、安定的に就農定着している実態がございますことから、さらなる新規就農者の確保や育成に向けまして、各関係機関の御意見をお伺いしながら、研修生の受入人数の上限の見直しにつきましては検討してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎下村委員 今回、これは黒潮町からの要望だったんですが、他の市町村で同様の要望があったのかどうか、まず教えていただけますか。

◎元木農地・担い手対策課長 ほかからは具体的には同様の要望はいただいている状況ではございません。

◎下村委員 私、地元ですので、確認してみましたら、例えば農業をやりながら教える形では、なかなか人数をふやしていくのは難しいと思うんですけど、技術のレベルによつたら、今回は3名という要望なんですけど、もしかしたら、3名を4名にふやす可能性もあるのかと思ったところなんですけど、そのあたりは今回、人数の見直しについて検討していただけるということですので、そこら辺はそういう方向でやっていくことでよろしいんでし

ようか。

◎元木農地・担い手対策課長 まさにおっしゃっていただきましたように、そもそもの理念は受入農家が御自分の営農と並行して御指導いただくような状況でございますので、原則は1対1を考えておりました。ただ、一方で専門的な指導員のいる農業公社におかれましては、専門的な指導ができる状況によりまして2名を上限としている状況でございます。ただ、それ以上の物理的、技術的に可能な部分がある実態もございますので、こちらとしても、そのような実態のお声をお聞きし、関係部局ともいろいろと御相談させていきながら前向きに考えていきたいと考えている状況でございます。

◎下村委員 ぜひそういう方向でよろしく願いいたします。

◎笹岡農業振興部長 検討しなくてはいけないのが研修生1人当たり月5万円の指導料です。対象の研修生がふえたときに単価をどうするかにつきましては、さまざま財政的な問題もございますし、そのあたりについてはあわせて検討させていただきたいと考えております。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎梶原委員長 次に、「高知県園芸用ハウス整備事業の補助限度額について」、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 お手元の資料、赤いインデックスの産地・流通支援課の3ページをお開きください。黒潮町から出されました農業振興についてのうち、高知県園芸用ハウス整備事業の補助限度額について、ハウスの天窓の自動制御の導入に関して補助限度額を上乗せしてほしい、また、環境制御技術促進事業の対象としてほしいという御要望をいただきましたので御説明いたします。

右端の欄に沿って説明いたします。高知県園芸用ハウス整備事業を活用して、自動天窓をハウス本体と一体に導入する場合は最低限必要な加温設備や灌水施設など、附帯施設と同様に現状でも補助対象としているところでございます。このほか、ヒートポンプや養液栽培装置、循環式殺菌処理装置、炭酸ガス発生機を含む環境制御技術に係る装置については、補助対象事業費限度額を上乗せする附帯設備として対象としておりますが、自動天窓は対象としておりません。環境制御技術はハウス内の温度環境の制御に加え、炭酸ガス環境や湿度環境、光環境など作物の生育にとって最適な状態にするために複数の環境を自動制御するものとしております。自動天窓は、通常温度管理として手動で管理していたものを自動に変える省力化技術であることから、上乗せの環境制御技術とは異なるものと考えておるところでございます。

環境制御技術普及促進事業では、補助対象として環境測定装置、炭酸ガス発生機、濃度コントローラー、局所施用ダクトファン、日射比例による水管理機器などの技術のステッ

プアップにつながる環境制御機器、ニラの電照栽培に必要な機器など環境制御に係る新技術としており、自動天窓は補助対象としておりません。これは先ほど園芸用ハウス整備事業で御説明させていただいたとおりの考え方でございます。この園芸用ハウス整備事業の予算につきましては、限られた予算の中で、これまで年間約 17 ヘクタールの整備について支援を行ってきたところです。平成 25 年度には 10.5 ヘクタール、当初予算額で 4 億 3,230 万円の整備であったものが、平成 29 年度には約 18 ヘクタール、当初予算額で 6 億 829 万円の整備を計画しており、要望件数は年々増加しているところです。このような状況におきまして、通常の栽培管理に必要な附帯設備として、現在も補助対象としている自動天窓に対しまして、新たに上乘せ措置を行うことは難しいと考えているところでございます。

以上で、説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎下村委員 自動天窓の関係は、ここでいくとほとんど門前払いという回答になっていると思うんです。私思うに、今からの農業者を本当に育てていくとかですね。先ほど省力化という話の中でありましたけど、今からこの自動天窓は本当に、ここでは普通の補助の中で、附帯設備としてやっていく可能性ができるということなんですけど。全体のハウス整備の費用が上がっている中で、この部分は優先順位がどうしても低くて、その整備までいけないのが現状のようです。天候不順等があって、どうしてもそこのハウスから離れることができない。また、ほかの農事のことに対応したくてもできないとかですね。現場の声がずっと高くなってきているのは現実だと思います。そのあたりどうぞ加味していただいて、今回の環境技術制御の中では、予算的には難しいということであれば、もう少し実態に合う支援制度をぜひ考えていただきたいのですが、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 現在、県のいろんな事業で行っておりますハウスの中で、自動天窓、屋根の換気資材にかかる経費が大体、私どもの資料の中では、平成 28 年度の実績で 120 万円ぐらいになっております。全体が 1,100 万円ぐらいのハウスがよく使われておりますので、1 割ぐらいが相当する資材費になっております。これは自動天窓、それから普通の自動天窓ではない天窓も含めての平均ですので、自動天窓になると実態はもう少し上がるかもしれませんが、私どもが知っている中では普通の天窓から自動天窓にしたときに四、五十万円、普通の天窓より上がるのではないかとはお聞きしております。その部分もでございます。そういう中で、全体の事業費、今、件数、要望額が非常にふえてきております。私どもの部としては、ハウスの面積をふやしていきたいという中で、いろんな御要望もございますが、現在の中で、できればやらせていただきたい。全体の事業の見直しも、今後、必要になってきますので、その中でもまたいろんなこともほかのことも含めまして考えていかななくてはいけないことはあると思いますが、現状としては今のスキ

ームの中でやらせていただきたいと考えております。

◎下村委員 もうここでやりとりしてもしょうがないので、これ以上はやめたいと思いませんけれど、農業技術者を本当に定着させるとか、根本的などころでいかに支えてあげるかというところが今後は本当に考えないといけない部分だと思いますので、面積を広げるのももちろん大事なことですけど、それとあわせて定着も一緒に図っていかなくては意味がなくなっていく可能性もありますので、どうかそういう観点も今後、考えていただければと思います。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続きまして、農業振興部から、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈畜産振興課〉

◎梶原委員長 「第5回高知県新食肉センター整備検討会の検討状況について」、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 当課から、7月21日開催の第5回高知県新食肉センター整備検討会の検討状況について御報告します。お手元の委員会資料の報告事項、畜産振興課のインデックスをお開きください。1、検討状況の(2)主な説明内容をごらんください。新食肉センターが新たに取り込む機能としましては、川中である屠畜などに加えまして、川上の牛の集荷を強化することや、川下の肉の卸売販売を取り込み、利益を拡大させていく計画となっております。

それでは5ページをお願いします。新食肉センターの運営パターンは3つに分かれています。まず、左から、パターン①は現状どおり、高知市で牛と豚を屠畜するパターン。パターン②は牛は全てを高知市、豚は全てを四万十市で屠畜するパターン。そして、パターン③は牛は増頭分を全て高知市、四万十市出荷分は現状どおりに四万十市、豚は全てを四万十市で屠畜するパターンでございます。

それでは3ページをお願いします。上のグラフの金額は、先ほど5ページのパターン②の初年度の試算を事業ごとに示したものでございます。このパターンの②すなわち牛は全てを高知市、豚は全てを四万十市で屠畜するパターンの場合、川上の県内酪農家からの廃用牛の集荷及び県外屠畜分のあかうしの集荷では、上のグラフの左側、緑の部分にありますように、約700万円の売り上げを見込んでおります。また、上のグラフの右側でございます黄色の部分にありますように、川下ではJAが計画中の大規模直販所での精肉の販売や豚肉の卸売を継続し、合計約5億円の売り上げを見込んでおります。川中の売り上げを加えますと、新食肉センターでは新たな機能を取り込むことにより、右の上にございますように全体で約7億5,000万円の売り上げを見込んでおります。なお、これらの試算は

関係事業者の方々とも協議を行い、御理解を得ております。

売り上げに対しまして、その下、灰色の部分でございますけれども、人件費や光熱費など事業に係る経費は約6億3,000万円と見込んでおります。さらにその上でございますけれども、運営に係る新たな負担。これは5ページの資料の真ん中にもございますけれども、固定資産税や下水道使用料、借地料の合計約7,300万円の経費が加わりますと、利益は約4,800万円の黒字になると見込んでおります。ただし、この場合におきましても、公費負担がない場合の減価償却費、約7,600万円がある場合は赤字となります。また、不動産の取得税、約3,000万円の費用も初年度には必要となります。

次に、4ページの資料をごらんいただきたいと思っております。これは5ページの資料の右のパターン③、つまり牛は増頭分を全て高知市、四万十市出荷分は現状どおりに四万十市、豚は全てを四万十市で屠畜するパターンの初年度の試算を示しております。パターン②と比べますと、四万十市の牛の屠畜がない分、利益が少なくなりますが、右の上のとおり、利益は約2,500万円の黒字になると見込んでおります。資料の一番下でございますけど、川上から川下までの機能を取り込むことによりまして、バリューチェーン全体の利益を拡大させ、その上で拡大させた利益の一部を新たな食肉センターに取り込むことにより、屠畜料金の引き下げによる生産者の負担軽減でありますとか、あるいは安価な食肉の提供による消費者への利益還元につなげていきたいと考えております。

それでは1ページに戻りまして、検討状況の(2)主な説明内容をごらんください。整備の場所でございますけれども、建設可能性調査を行いまして、その結果、牛豚両方の屠畜の場合でも、牛のみの屠畜の場合でも現在地での建設は可能となっております。

それでは6ページの建設可能性調査結果の概要をごらんいただきたいと思っております。今回の調査は、現在地で既存の施設を運営しながら、新食肉センターの建設が可能かを専門家に依頼したものでございます。1の既存施設で運営しながら、新食肉センターを建設できる可能性としまして、四角の中にありますとおりパターン①の場合は、事務室に加えて、部分肉加工を2階で行うことにより建設が可能となります。部分肉加工を2階で行うために、建設費などがパターンの中では一番高額となります。また、5ページにありますように収支につきましても、一番良好でないシミュレーションとなります。次に、パターン②またはパターン③の場合は、事務室以外は全て1階で建設が可能となります。これらの場合は、パターン①と比べて、建築費などは安価となります。なお、牛メインの屠畜となるパターン②や③においても、緊急時や少頭数の豚が屠畜できるよう施設を考えたいと思っております。

次に、7ページをごらんいただきたいと思っております。これは建物の配置計画でございます。新食肉センターの計画は、グレーで色づけしている部分になります。いずれのパターンにおいても、真ん中にごございます現在の施設の周辺を利用しまして、敷地内に建設が可能で

あることを示しております。

再び1ページをお願いします。(2)の主な説明内容にお戻りください。設置主体及び運営主体ですけれども、「官民共同出資の組織体」を有力な選択肢として検討を進めること、施設整備に係る行政と民間の費用負担や出資割合につきましては、次回の検討会で協議することを説明いたしました。

それでは8ページをお願いします。設置主体については、内臓販売など、これまで民間団体が担ってきた機能を取り込んだ施設を建設する方向で議論をしておりまして、民間団体も設置者の一員となり、責任を持って組織に参画するとともに、施設整備等についても一定の負担を負うことが望ましいのではないかという考え方から、官民共同出資の組織体を最も有力な選択肢として検討を進めてはどうか。また、運営主体につきましては、官民共同出資の組織体が担うことを中心に検討を進めるとともに、実際の業務の遂行に当たりましては、J Aグループが中心となって、これまでの知見やノウハウなどを生かしながら、安定的に運営していくことが望ましいのではないかという論点を示し、次回の検討会で協議したいと考えております。

次に、再び1ページに戻りまして、(3)の主な意見でございます。事務局から説明に對しまして、委員の方々からは、現在地でないと用水の確保や交通の利便性の点から建てかえが難しいと思う。現在地の建てかえに異論はない。次に、四万十市出荷中の牛は、四万十市で屠畜を継続することはよいと思う。牛の屠畜をやめると幡多地域の牛農家が困る。次に、高知市でも少頭数の豚の屠畜ができるように残すことは、緊急時(骨折など)の対応が可能となるため、よいこと。次に、四万十市の検討会に県も入って協議していく。次に、施設整備については、費用負担が生じず、黒字経営が見込まれるため、公設が望ましい。次に、新食肉センターで運営が赤字になった際に自治体が負担することに、市町村には厳しい意見があるなどといった御意見がございました。

委員からの意見などを踏まえまして、第5回の検討会では、①新たな機能について、屠畜、競り、部分肉加工、内臓販売に加え、川上、川下の事業を取り込み、利益を拡大させていく。②施設は、現在地で整備することを基本として関係者と協議を行う。③新食肉センターの屠畜機能については、高知市は牛メインとする。四万十市での牛の屠畜については、本検討会と並行して、四万十市の検討会で議論するの3点について了承されました。

2ページをお願いします。今後の検討内容及びスケジュールでございますけれども、(1)の今後の検討内容にありますとおり、設置主体、運営主体に関しては次回に検討したいと考えております。(2)のスケジュールにつきましては、第6回の検討会を8月下旬をめどに実施する予定でございます。

当課からの説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

主な意見で少数の豚も残してほしいという意見があるのと、了承された事項の中で、牛メインとするという、この兼ね合いはどうなんですか。先ほどのパターン①では、豚の屠畜機能を残したらエレベーターの設備とか高くなるという説明もありながら、牛メインとするというのは、その中のニュアンスはどうなんですか。

◎谷本畜産振興課長 説明しました中にもございましたけれども、新食肉センターの整備に当たっては産地に近いとか、あるいは消費地に近いということで検討してきたところです。その結果、産地の近い高知市は牛メイン、そして豚の産地に近い四万十市は豚メインということを中心に検討してきたところなんですけれども、一方では産地は小さいとはいえ東部地域にも豚の農家がございます。それらの方にヒアリングしましたところ四万十市に運ぶとなると時間がかかるとか、運送のコストがかかるとか、あるいは販売先は今は全農が相手ですけれども、また新たな販売先を見つけなければいけないという御心配があります。この部分については、今後、四万十市で豚の屠畜をしていくということですから、県も入って、その相談に乗っていきますし、その結果、豚の農家の方に影響が出ないようにしていきたいと思います。ただ、それでは高知市では牛だけかと申しますと、緊急時、例えば骨折などして、出荷間際の豚の価値がなくなってしまうことも想定されますので、そういった緊急時の対応、あるいは少頭数の豚の屠畜ができる形を高知市の施設にも残したいという意味で牛メインのという表現にさせていただいたところがございます。

◎梶原委員長 わかりました。先ほど課長が言われたように、地域的にいえば、東部地域が広い中で、現施設へ出している方の影響は結構大きいんです。皆さん、それぞれが今後の経営にかかわってくることですから、この検討会の状況を見て、ひょっとして現地で豚がもう全くできなくなるんじゃないか、そういう懸念とか心配をされる声なんかも本当に多く聞くところはあるので、影響が本当に少ないやり方を、ぜひ今後の検討会の中で県としてもいろいろ考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎笹岡農業振興部長 ここは畜産農家の方も不安を抱かないように、我々も検討会で検討する内容につきましては、皆さん方にも畜産農家の方々にもきちんと御説明し、また理解も得ながら、今よりも負担がふえない形でできるようにできる限り考えていきたいと思えます。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

《水産振興部》

◎梶原委員長 次に、水産振興部について行います。

安芸市及び黒潮町から陳情のあった「水産業の振興に関する要望について」であります。

〈漁業振興課〉

◎梶原委員長 まず、漁業振興課の説明を求めます。

◎岩崎漁業振興課長 漁業振興課の取りまとめ事項につきまして御説明をいたします。商工農林水産委員会資料、出先機関等の調査事項の取りまとめについての1ページをお願いいたします。

黒潮町から水産業の振興に関します3つの項目について要望をいただいております。まず1点目でございます。水産資源の確保について。これはカツオ資源の確保に関する要望でございますが、右の執行部の意見または措置状況の欄で御説明いたします。本県では近年、カツオの不漁が続いておりまして、沿岸さお釣り船の年間漁獲量は平成26年から3カ年は過去最低水準で推移をしております。本年度の上半期につきましては、沿岸さお釣り船はほぼ平年並みの漁獲量でありましたが、その他の漁法を含めると、全体的には依然水準が低く予断を許さない状況となっております。この不漁の原因の一つとしまして、中西部太平洋の熱帯域における、まき網漁船によるカツオの大量漁獲、これが資源の悪化を招いていると考えております。この熱帯域でのまき網漁船の大量漁獲につきましては、以前から資源への影響を懸念しておりまして、平成16年から毎年、国に対して国際会議の場で資源の適正利用に向けた管理体制を構築するよう提言をしているところでございます。その結果、平成26年8月には、中西部太平洋のカツオ、マグロ類を管理する機関であります中西部太平洋まぐろ類委員会、略してWCPCFでございますが、ここに設置をされました科学委員会が、カツオの資源量は減少する傾向が続いていると評価を行いまして、まき網漁業の管理措置を強化するよう勧告がなされました。さらに、平成27年12月の年次会合におきましては、カツオ資源の長期管理目標が合意されるなど、一定の前進が見られております。しかしながら、この長期管理目標では、本県沿岸へのカツオ来遊量の回復にはまだまだ不十分でありまして、さらに厳しい規制が必要であるとの提言も行っておりますが、国際交渉の場においては、関係する、いわゆる島しょ国との利害が異なることから、難航が予想されております。こうした状況の中、カツオ資源に危機感を持つ県民有志によりまして県魚であり、食文化や観光面でも欠かすことができないカツオを高知に、そして日本に取り戻すことを目的に、「高知カツオ県民会議」が本年2月に設立されました。県としましては、国に対しまして引き続きカツオ資源の管理措置の強化に向けた提言活動を続けるとともに、同会議とも歩調を合わせて、資源保護の機運を盛り上げ、国が行う資源に関する調査にも参画するなど、国の国際交渉を力強く後押ししてまいります。

次に、2ページをお願いいたします。2点目の漁業従事者の担い手確保対策についてでございますが、右の欄をごらんください。本県の漁業就業者数は平成25年の漁業センサスでは3,970人となっておりますが、これは平成15年と比較しますと1,854人も減少しております。また、60歳以上の男性就業者の割合が50%を超えておりまして、高齢化が急速に進んでおり、新規漁業就業者の確保が大きな課題となっております。このような状況の中、本県では、新規漁業就業者の確保に向けまして、高知県漁業協同組合に漁業就業アドバイ

ザー2名を配置しまして、3日ないし7日程度の漁業体験研修や2年間の長期研修を行うとともに、就労安定対策としまして船舶や無線免許の取得費用の一部も支援をしております。さらに、平成27年度からは、漁協や民間企業が行う担い手育成の支援も始めておりますし、各地域への特色を生かしたライフスタイルをパッケージ化して、ホームページなどで提案し、漁村への就業や移住の促進も行っているところでございます。また、外国人技能実習制度につきましては、漁労技術を身につけた研修生が漁業生産に果たす役割は大きく、県はこれまで外国人漁業研修生の受け入れの際、外国人漁業研修センターが実施いたします研修生の日本語、生活習慣などの陸上研修に対する支援を実施しております。一方、漁船や漁労設備の整備に対する支援の対象者を平成28年度からは、全ての沿岸漁業者に拡大するとともに、国の漁船リース事業や、9月補正予算による漁船導入支援事業の創設によりまして、漁船取得時の初期投資の軽減対策も進めております。これらの事業に係る予算確保と事業の継続につきまして、今後も必要に応じ、国への提言を行ってまいります。

次に、3ページをお願いいたします。3点目の沿岸漁業の環境生態系対策についてでございますが、右の欄をごらんください。県では、第3期高知県産業振興計画におきまして、「活力のある漁村づくり」を取り組みの柱の一つに掲げ、高齢者に対応した近場の漁場づくりとしまして、漁港を利用した磯根資源などの増殖場づくりに取り組んでおります。これまでに、投石によるイセエビの増殖場づくりのための生息環境調査を実施し、港内でのイセエビの生息が可能であることが確認できましたことから、今後、施設の配置や利用方法などについて、関係者間で具体的な検討を行うこととしております。さらに、沿岸域の環境や生態系を維持回復するためには、国の事業も活用しまして、地元の漁業者グループなどが行いますウニ類や魚類の駆除、母藻の設置などを支援することで、藻場の回復を進めております。県としましては、今後も近場の漁場づくりや環境生態系対策の推進のため、国とも連携し、必要な支援を行ってまいります。

以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎下村委員 いろんな支援をお願いしている中で、カツオの問題は本当に大変なことであり、これについても今後ともよろしくお願ひしたいと思います。漁業従事者の担い手確保の関係では、自分も2月議会で御質問させていただいたんですけど、この中でも試験制度であったり、機関士の方が操業していく中でなかなか足りなくなっているなどといった現場の声がありますので、そのあたりを含めて、対応をお願いしたいと思います。お聞きしたいのが3点目の環境生態系関係の対策だったんですけど、地元でいろいろお話を聞いていると一番知りたいのは、今まで魚がたくさんいたのにどうして少なくなったんだとか、そういう根本的なところを、ぜひ調査をしていただきたいという声が多数ありました。そのあたりを含めてお願いしたい。あともう1点が、ウニ類駆除のお話がありますが、例

えば神奈川など、ウニを逆にふやして、今度、販売につなげる取り組みをしている自治体もあるようですので、そういった新しい、次のビジネスへつながっていくような展開も含めて調査をしていただければありがたいなというような御意見もありましたので、ぜひそこら辺も含めて、対応をお願いしたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈漁港漁場課〉

◎梶原委員長 次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎清岡漁港漁場課長 漁港漁場課の取りまとめ項目について説明させていただきます。お手元の商工農林水産委員会の資料、出先機関等の調査事項の取りまとめについての赤いインデックスの漁港漁場課の4ページをお願いいたします。安芸市と黒潮町から水産業の振興について2項目の要望をいただいております。

まず、黒潮町からの要望のありました漁港施設及び漁業集落における防災・減災対策につきまして、執行部の意見または措置状況の欄で御説明させていただきます。黒潮町の佐賀地区では、平成26年度から港湾・海岸・漁港・河川の各所管課と黒潮町で連携しまして、昨年度まで地震・津波対策の検討を行ってきております。今年度からは、黒潮町が開催する勉強会で、地元住民の方々の意見に基づき防潮堤など施設の粘り強い化を含めました効率的で効果的な地震・津波対策の検討を継続して進めてまいります。

続きまして5ページをお願いいたします。安芸市からの要望であります穴内漁港海岸の整備について、執行部の意見または措置状況の欄で御説明させていただきます。1つ目の暫定型人工リーフ工事の早期完成に向け、十分な予算を確保することにつきましては、穴内漁港海岸では、現在4基の人工リーフが計画されており、そのうちの3基の人工リーフにつきましては暫定断面で完成しております。最後、4基目の人工リーフにつきましても、平成26年度から着手しておりまして、1年でも早く完成できるよう予算確保に向け、港湾・海岸課とともに連携して取り組んでまいります。2つ目の暫定型人工リーフ工事完了後、穴内漁港海岸を県管理海岸として西浜海岸と一体的な離岸堤として整備することにつきましては、このうち穴内漁港海岸を県管理にすることについて、現在、施工中の人工リーフの暫定整備が完了する時期に県が管理しております安芸漁港の分区にできるか、国との協議を含めまして検討を進めてまいります。

以上で、漁港漁場課の説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で、水産振興部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(11時54分閉会)